

モニタリング及び監査体制

(平成19年10月9日教授会決定)

1. 内部監査組織

- (1) 研究費の不正防止を図るため内部監査班を設置する。
- (2) 内部監査班は次に掲げる者をもって組織する。
 - ①教員 2名
 - ②事務局職員 1名

2. 監査対象者

- (1) 公的研究費獲得者(分担金受給者も含む)
- (2) 公的研究費の支出業務を担当している事務職員

3. 監査時期

毎年度 概ね9月～10月の間に実施する。

4. 監査の種類及び抽出方法

無作為に抽出した公的研究費に係る補助事業について、次のように毎年度内部監査を実施する。

(1) 通常監査

内部監査を実施する年度において、当核研究機関に所属する研究者が研究代表者として科学研究費補助金の交付を受けている研究課題数に応じて監査件数を定め、通常監査を行う。(文部科学基準では10%以上)

(2) 特別監査

通常監査の結果、内部監査班において必要があると認められたとき、または特別な事情が認められるときには特別な監査を行うことができる。

5. モニタリングの検証等

監査においては発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを確認する。

6. 実施報告

内部監査班は監査終了後、速やかに監査結果等をまとめた監査報告書を作成し、学長に報告するものとする。